

札子施第 4129 号
平成 27 年（2015 年）3 月 23 日

各認定こども園 長様
各 幼 稚 園 長様
各 保育所（園）長様

子ども未来局子育て支援部長

特定教育・保育施設等における事故の報告等について

日ごろから札幌市の児童福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

子ども・子育て支援制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされております。

このたび、標記につきまして、平成 27 年 2 月 16 日付け府政共生 96 号 26 初幼教第 30

号雇児保発 0216 第 1 号を以て通知がありました。平成 27 年 4 月 1 日からの事故の報告の対象となる重大事故の範囲は下記のとおりとなります。

また、特定教育・保育施設においては、一時預かり事業対象児による事故が発生した場合も報告が必要とされております。

各施設（園）におかれましては、引き続き、事故の発生又はその再発の防止に努めていただくとともに、該当事案発生時は、原則事故発生当日に指導担当課まで報告をお願いいたします。

なお、平成 22 年 1 月 19 日雇児保発 0119 第 1 号通知「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」は本年 3 月 31 日をもちまして廃止となる旨申し添えます。

記

1 指導担当課に対し報告の対象となる重大事故の範囲

（1）死亡事故

（2）治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等

意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。

担当：札幌市子ども未来局子育て支援部指導担当課

指導担当係 横山

電話 211 - 2985 FAX 231 - 6221